

平成29年度の町税等に関するお知らせ

（固定資産税、町県民税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料）

◎納税通知書の発送について

平成29年度の町税等（固定資産税、町県民税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料）に関する納税通知書は、次の日程により、発送します。

なお、納税組合は解散となりましたので、平成29年度からは納税義務者へ直接郵送となります。

税 目 等	発 送 日
固 定 資 産 税	平成29年4月10日（月）
国 民 健 康 保 険 税	平成29年4月10日（月）
介 護 保 険 料	平成29年4月11日（火）
軽 自 動 車 税	平成29年5月2日（火）
町 県 民 税 ※	平成29年6月9日（金）
後期高齢者医療保険料	平成29年7月14日（金）

※町県民税を納付書により納付（普通徴収）する方への発送日となります。給与から天引きの方（特別徴収）は、納税通知書を勤務先から受け取るようになります。

◎町税等の納期について

平成29年度 町税等納期（納付書で納付の方）は下記のとおりです。

納期月 税目等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
固 定 資 産 税	1期			2期				3期		4期	
町 県 民 税			1期		2期		3期			4期	
軽 自 動 車 税		全期									
国民健康保険税	1期		2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
介 護 保 険 料	1期		2期		3期		4期		5期		6期
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

各税目・保険料の納期限日は、当月の月末となります。（12月のみ25日）
納期限日が休祭日の場合は、翌日が納期限の日となります。

【問合せ先】

- 固定資産税、町県民税、軽自動車税に関すること
税 務 課 ☎ 0 2 9－2 4 0－7 1 1 4 (直通)
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に関すること
保 険 課 ☎ 0 2 9－2 4 0－7 1 1 3 (直通)
- 介護保険料に関すること
長寿福祉課 ☎ 0 2 9－2 9 1－8 4 0 7 (直通)



【問合せ先】保険課 国保グループ
☎ 0 2 9（2 4 0）7 1 1 3
（直通）

国民健康保険被保険者証（保険証）を3月下旬に簡易書留で郵送しました。不在で受け取ることができなかった方は、郵便局の不在連絡票（郵便物お預かりのお知らせ）に従ってお受け取りください。3月31日以降は、保険課で保管していますのでご連絡ください。
なお、就職等により職場（会社）の健康保険に加入された場合は、国民健康保険から脱退する手続きが必要となります。保険課（5番窓口）で手続きをお願いします。保険課（5番窓口）までお問い合わせください。

4月1日 から
国民健康保険被保険者証が
新しくなります

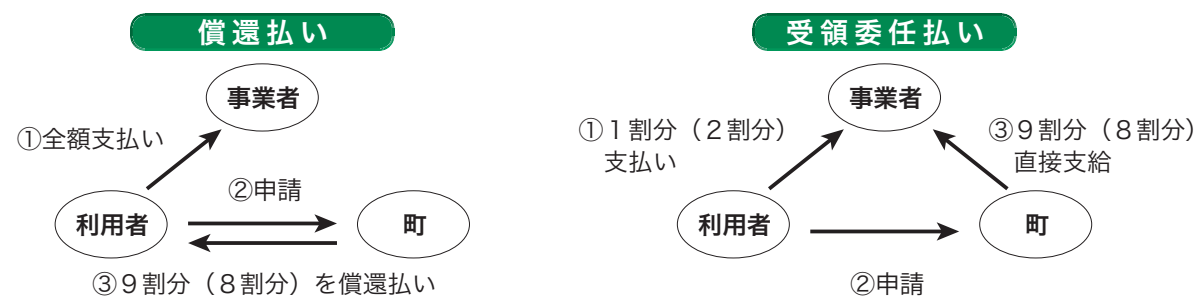
介護保険福祉用具の購入方法が増えました

福祉用具購入費については、利用者が全額を事業者を支払ったあと、町から9割分（※8割分）の支給を受ける「償還払い」のみとなっていました。

平成29年4月より、新たに購入方法が増え、利用者は費用の1割分（※2割分）を事業者に支払い購入できる「受領委任払い」も利用できるようになります。



〈福祉用具購入方法の流れ（平成29年4月から）〉



※一定以上の所得のある方は自己負担が2割となり、8割を町が支払います。
利用手続きの方法に関しては、長寿福祉課までお問い合わせください。

【問合せ先】長寿福祉課 ☎ 0 2 9－2 9 1－8 4 0 7 (直通)

介護保険料を納めましょう！

介護保険は介護や支援を必要とする高齢者などを社会全体で支え合う制度です。
65歳以上の方の介護保険料の納入については、年金から天引きされる特別徴収か納付書または口座振替で納める普通徴収の方法となります。

保険料を滞納すると・・・

保険料を滞納すると、未納期間に応じて介護サービスを一時的に使えなくなったり、本来1割または2割で済む自己負担が上がったりする場合があります。

1年間滞納した場合

＜支払い方法が変更されます＞
サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければならなくなります。（9割または8割相当分は未納解消後、町から払い戻されます。）

1年6か月滞納した場合

＜保険の給付が一時差し止められます＞
町から払い戻されるはずの自己負担（9割または8割相当分）の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお、滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

2年以上滞納した場合

＜給付額が減額されます＞
本来1割または2割である利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなる場合があります。

介護保険料を滞納することでご本人やご家族の負担が大きくなることがあります。皆さんが納付した介護保険料は、介護サービスの貴重な財源となっています。保険料は必ず納めましょう。

納め忘れを防ぐために便利な口座振替をご利用ください。

【問合せ先】長寿福祉課 ☎ 0 2 9－2 9 1－8 4 0 7 (直通)